

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1029	10292010	農林水産省	阿武隈川の源流の郷として西郷村をアピールしていくために、自然環境を守りながら、きれいな水を活かした地域づくりをおこなっていくために、下水道や浄化槽の整備を促進して水の浄化に努める。	浄化槽設置整備事業実施要領	浄化槽設置整備事業については、実施要領において、補助の対象となる浄化槽の要件として、処理能力がBOD 2.0mg/L以下であるとしている。また、補助の対象となる地域の要件として、下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下、「下水道事業計画区域」という。)以外の地域で一定の要件を満たす地域または下水道事業計画区域内で下水道の整備が当分見込まれない地域で一定の要件を満たす地域であるとしている。	D	・現行制度において補助対象施設となる浄化槽の処理能力はBOD20mg/Lとしているが、各自治体の判断により、浄化槽設置整備事業における補助対象浄化槽の要件を10mg/L以下とすることは可能である。なお、処理能力がBOD5mg/L以下の浄化槽についても、高度処理型浄化槽として別途補助対象額を通常型よりも高く設定している。 ・また、浄化槽設置整備事業の補助対象地域については、国庫補助の二重投資を防ぐ観点から、原則として下水道事業計画区域以外の地域としている。ただし、個人設置型の場合、下水道事業計画区域内であっても、下水道の整備が当分の間(7年以上)見込まれない地域であって、湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域や水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域に設置する場合については補助対象としている。なお、汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。		福島県	西郷村	阿武隈川源流の郷水質保全構想	農林水産省 国土交通省 環境省	1010040
1132	11322012	農林水産省	民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいづれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。	転用に伴う整備計画の処理 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条 転用後の整備事業に対する支援措置 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第10条及び第11条	特定施設の整備計画の認定を受けたものは、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 認定事業者が認定計画に従って取得して特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。 国及び地方公共団体は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。	C	民活法第2条第14号施設に対する予算措置については、民活法施行後15年以上経過し、緊急性が乏しくなったこと及び需要が見られないことから平成14年度をもって廃止したところである		兵庫県	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	1010380
1148	11482090	農林水産省	現在、農林水産省では、研究開発、実用化技術開発については「農林水産バイオサイクル研究」で、賦存状況調査、計画策定、システムの構築、調査、実証については「バイオマス利活用フロンティア推進事業」で、新技術等を活用したモデル施設整備については「バイオマス利活用フロンティア整備事業」で実施しているが、事業化の段階やバイオマス資源の種類によって担当部局が異なっている。多様なバイオマス資源の活用を促進するためには、地域の実状に則した施策を段階的かつ総合的に推進する必要があることから、これらの事業を一体的に実施するなど事業体系の見直しを要望する。	「農林水産バイオサイクル研究公募要領」、 「バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要領」、 「バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要領」	技術開発、ソフト事業、ハード事業それぞれ異なる支援措置を設けている。また、バイオマス利活用フロンティア整備事業については、資源ごとに担当部局が分かれている。	A	包括的で自由度の高い「バイオマスの環づくり交付金」を新たに要求し、地域におけるバイオマスの総合的な利活用推進を図る。		青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	農林水産省 環境省	1010090
1148	11482100	農林水産省	「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、バイオマスの利活用を促進するために取り組むこととしている「バイオマスタウン構想」を有効に推進するため、国の認定を受けたバイオマスタウンを対象として、実証、事業化調査、施設整備等の施策を集中的に実施する必要がある。 そこで、経済産業省が実施している「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」において導入している「バイオマスタウン枠」について、農林水産省が実施している「バイオマス利活用フロンティア推進事業・同整備事業」及びNEDO技術開発機構が実施している「地域新エネルギー導入促進事業」等他のバイオマス関連事業にも枠を追加することを要望する。	「バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要領」、 「バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要領(農林水産省)」	バイオマスタウン構想を支援するために特化した予算措置はない	A	地域のバイオマス利活用を推進するため新たに要求する「バイオマスの環づくり交付金」において、バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の取組に対し、優先的に支援ができるよう図る。		青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	農林水産省 経済産業省 環境省	1010100
1148	11482120	農林水産省	青森県は太平洋、日本海、津軽海峡と三方を海に囲まれており、海岸に打ち上げられた海藻類や漁港等から排出される型の小さい雑魚類、駆除ヒトデ等未利用海洋バイオマスが多く賦存している。 海洋バイオマスについては有用な機能性成分が含まれており、その製品化が数多く行われている他、粉砕発酵することによって、食品添加物や生分解プラスチック、エネルギーなどの工業原料とすることも技術的には可能であり、将来大きな市場を形成することが期待されている。 しかしながら、現在はその大部分が廃棄物として処分されており、利活用については行われていない状況である。 海岸に打ち上げられた海藻類、漁港等から排出される駆除ヒトデ等の未利用海洋バイオマスについては、バイオマス利活用フロンティア推進事業における食品廃棄物等に該当すると考えられ、本県が有する未利用海洋バイオマスの利活用の推進に資することができる。	「バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要領」、 「バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要領」	バイオマス利活用フロンティア推進事業においては、海洋バイオマスの利用も含め、地域の実情に応じたバイオマスの利活用を支援しているところである。	D	現状のバイオマス利活用フロンティア推進事業において、バイオマス種による特段の制限は設けていない。		青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	農林水産省	1010490

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1162	11622010	農林水産省	地域において、林業が衰退していく中で、里山の景観が変わり竹山となってきた。孟宗竹は繁殖力が旺盛で、人工林に侵入し、人工林保育を阻害してきている。昔は竹の需要もあったのだが、現在はその需要も激減してきている。このような状況を改善し、バランスのとれた里山を再生することが求められている。しかし、国の造林補助金等は面積要件等があり、(森林組合に委託した場合で10a以上、個人の場合50a以上)また、竹林伐採後の造林は、地帯等に費用がかさみ、国庫3割県費1割の補助率では負担が大きく、竹の伐採、造林については取り組みにくい現状がある。そのため、国庫補助金の移譲をうけ、竹の伐採、くぬぎの造林に取り組む意義は大きい、また、竹は竹炭として農地の土壌改良剤、家屋の床下の乾燥、除菌剤など、竹酢液の消毒薬等への効用が認められており、活用が幅広く考えられ、環境にやさしい農業の推進に貢献する。また、竹を伐採したあとのくぬぎ等の造林は、しいたけ栽培に活用できる。このような付加価値を生み出すために補助金の移譲を受けた予算を活用することは、大いに意義があると考えられる。	森林環境保全整備事業実施要項、森林環境保全整備事業実施要領、林業生産流通総合対策基本要綱、林業生産流通総合対策事業実施要領	国土保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の発揮を図るため、森林整備事業において、森林の健全性の確保に必要な、植栽、保育、間伐等の森林施策等に対して助成を行っており、竹林伐採後に行う造林(地帯も含む)や、人工林に進入した竹を除去するための除伐等についても補助の対象としているところである。 また、竹材の利用推進に関する助成として、竹材利用促進緊急事業において、たけのこや優良竹材生産のための竹林の抜き伐り(竹林改良)等について助成を行っているところである。 補助率の上乗せについては、市町村等の判断により独自に行うことについて、国として特に規制しているものではなく、既に一部の市町村で取り組まれているところである。 また、補助事業の要件等については、事業の実施要項・要領等に必要事項を定めており、施策の効果的な実施等の観点から、1施行地あたり0.1ha以上等の要件を設けているところである。 なお、竹材利用促進緊急事業においては、里山林等の整備を行う供給者と竹材加工業者等の需要者との間で行う需給に関する情報交換や、竹材の新たな用途に必要な加工施設の整備等についても助成を行っているところである。	D C	国土保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の発揮を図るため、森林整備事業において、森林の健全性の確保に必要な、植栽、保育、間伐等の森林施策等に対して助成を行っており、竹林伐採後に行う造林(地帯も含む)や、人工林に進入した竹を除去するための除伐等についても補助の対象としているところである。 また、竹材の利用に関する助成として、竹材利用促進緊急事業において、たけのこや優良竹材生産のための竹林の抜き伐り(竹林改良)等について助成を行っているところである。 ご提案の補助率の上乗せについては、市町村等の判断により独自に行うことについて、国として特に規制しているものではなく、既に一部の市町村で見られるように、現行でも実施することが可能である。 一方、上乗せに要する費用に対して国の財源措置を求めることについては、「構造改革特区及び地域再生の提案募集について」の24)(1)aにおいて「・・・採択基準の緩和や対象の拡大は提案の対象外・・・」、同dにおいて「・・・補助金交付の要望、税制の要望などの税財源措置は、地域再生の提案の対象外・・・」とされており、地域再生の趣旨にそわないものと考えられる。 なお、竹材利用促進緊急事業においては、里山林等の整備を行う供給者と竹材加工業者等の需要者との間で行う需給に関する情報交換や、竹材の新たな用途に必要な加工施設の整備等についても助成を行っているところであり、竹の利活用に関しては、これらの制度の活用も検討されたい。		鳥取県	鳥取県西部森林組合 西伯町	里山再生と竹炭による環境にやさしい農業の推進構想	農林水産省	1010540
1172	11722010	農林水産省	多省庁・部局で縦割り・細分化して制約の多い「都市と農山漁村の交流」に関連する補助事業(ソフト事業、小規模ハード事業)を廃止し、地域の裁量でグリーン・ツーリズム等の推進に活用できるよう、その用途を自由化する措置を講じる。 このことにより、これまで各国庫補助事業ごとに行われていた補助金に係る煩雑な事務が解消されるとともに、自治体の裁量により総合的かつ効果的な「都市と農山漁村の交流」に係る取組みを展開できる。	新グリーン・ツーリズム総合対策	都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の受信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備や交流空間の整備等について、関係省庁と連携しつつ総合的に推進。	B-2	都市と農山漁村の交流に関連する補助事業については、政策群に位置づける等、各省連携して限りある予算を有効に活用しているところである。 また、平成17年度予算に向け、都市農山漁村交流や美しいむらづくりの推進等を通じた農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」の創設を要求しているところであり、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする、各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じる方針である。		青森県、秋田県、岩手県	青森県、秋田県、岩手県	北のふるさと再生構想	文部科学省 農林水産省	1010170
1173	11732010	農林水産省	岩手県では、汚水処理について、平成12年度から関係3省が所管する全ての汚水処理事業を一体的、総合的に企画調整する組織を設置し、汚水処理行政の効率化を進めてきたところであるが、これをさらに進めるため、平成17年度における汚水処理分野の県組織の一元化を検討している。 この組織の一元化による効果を更に高め、総コストの縮減を図るとともに、効率的・効果的な事業の実施と県民ニーズに的確に対応するため、汚水処理に関する各種国庫補助金を廃止し、地域の裁量で実施できるよう、その用途を自由化することを提案する。 このことにより、河川・湖沼等の水質の保全を図るとともに、快適・衛生的で利便性の高い暮らしを実現していく。また、汚水処理施設の未整備地区の早期整備により、若者の定住促進やI・J・リターン・交流人口の増加による農山漁村の振興などを図るものである。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	A	・公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となる仕組みである「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。 ・対象地域その他の要件については、年末までに調整を図る。		岩手県	岩手県	汚水処理事業の一元化構想	農林水産省 国土交通省 環境省	1010050
1183	11832020	農林水産省	新山村振興等農山漁業特別対策事業について、中古品の使用における「新資材と同程度の耐用年数を有するもの」という制限を撤廃し、新資材以下の耐用年数であっても、新品と同様、中古品購入費を補助の対象とする。	新山村振興等農山漁業特別対策事業実施基準第1の6及び10	・既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、古品、古材の利用による事業を補助の対象とすることができるとする。 ・補助の対象とする施設は、原則として耐用年数が概ね5年以上のものとする。	D	新山村振興等農山漁業特別対策事業では、資材の有効利用及び事業費低減等の観点から、耐用年数が概ね5年以上であれば古品、古材も補助対象とすることが可能となっている。 また、耐用年数が概ね5年に満たないものであっても、その施設が補助目的の達成に十分耐え得るものであり、当該施設の活用が補助目的の達成のために必要であると都道府県知事が認める場合にあっては補助の対象とすることは可能である。		岩手県	紫波町	循環型まちづくり構想	農林水産省	1010500
1202	12022010	農林水産省	農林水産業の生産振興と農山漁村の生活環境改善を一体的に実施することにより、農林水産業を核として地域活性化を図ろうとする地域において、公共・非公共を問わず、各事業を総合メニュー化し、地域が選択する複数の事業を交付金事業として一元的に実施する制度を創設する。 その際、各事業において定められている基準についても、当該地域が設定した客観的な目標・指標の達成が複数の事業実施により可能と見込まれることや、設定された客観的な目標・指標の達成にふさわしいことを条件に地域の実情に応じて緩和できる制度とする。 計画期間中の年度ごとの予算配分について、地域の自主裁量を拡大する。		施策の目的に応じて、担当部局が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。	A(C)	・農林水産関係の地方向け補助金について、7つの大きな目的別に、個別の事業の統合・交付金化を行ったところ。これにより、地域によって使いやすく、かつ、地域の自主性、裁量性が十分に発揮できるような仕組みへ転換。 このうち、生産振興については、生産・経営から流通までの総合的な政策の推進を目的とした、「強い農業づくり交付金」、農山漁村の生活環境改善については、「元気な地域づくり交付金」、「森林づくり交付金」、「強い水産業づくり交付金」により地域が必要な政策を一体的に実施可能となる。 ・なお、公共、非公共事業の統合・交付金化については、それぞれの目的が異なるため実現が困難である。		福井県	福井県	個性豊かな農山漁村づくり構想	農林水産省	1010180
1204	12042010	農林水産省	就農支援資金(就農施設等資金)の貸付対象の弾力化 ・技術習得を目的として農業法人等に就職し、引き続き法人等の従業員として就農しようとする新規就農者の技術習得期間中も貸付が受けられるよう対象を拡大。 ・こうした新規就農者の就農研修を受け入れている法人が、研修修了者を引き続き法人社員として雇用する場合、必要な施設整備や機械購入を行うための就農施設等資金の貸付を受けられるよう貸付け対象を拡充する。	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条第2項	青年等就農促進法は、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。	D	就農支援資金は、新たに就農しようとする青年等が就農計画に従って就農するのに必要な資金を対象としており、現に農業経営を営んでいる者の経営改善にも資する技術習得や施設整備に対する融資は他の融資制度により措置している。(新規就農者を雇い入れることのみを目的に機械・施設を整備する経営体は想定しにくい。)		福井県	福井県	新規就農支援充実構想	農林水産省	1010430

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1206	12062010	農林水産省	土石流のおそれのある場合などは、たとえ治山事業であっても砂防堰堤の基準を適用したり、また、荒廃森林が存する場合などは砂防事業であっても治山事業の基準を適用するなど、砂防指定地や保安林区の指定のいかんを問わず、砂防および治山の技術基準を弾力的に適用する。	砂防法第1条、森林法第41条	<砂防法>第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ <森林法>第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。	C	砂防事業は土砂の生産を抑制し流送土砂を抑止調節するに必要な事業、治山事業は森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業として、それぞれ砂防法、森林法に基づいて位置づけられており、そもそもの事業目的、整備手法等が異なることから、技術基準も異なっているところであり、技術基準の弾力的な運用は適切でない。 なお、砂防事業と治山事業については、「治水砂防行政事務と治山行政事務の連絡調整について(昭和38年6月1日付け林野庁長官、建設省河川局長連名通知)」および「砂防事業と治山事業の取扱について(昭和38年12月7日付け林野庁長官、建設省河川局長連名通知)」等に基づき、砂防治山連絡調整会議等を通じて事業の連携・調整を図りながら事業を実施し、国土の保全等に努めているところである。	福井県	福井県	危険地域堰堤機能強化構想	農林水産省 国土交通省	1010300	
1216	12162100	農林水産省	既設土地改良施設を活用した小水力発電事業については、現行の農林水産省による補助事業制度は適用にならない。また、RPS法による補助制度も30%で、採算性の問題が生じる。このため、土地改良区や農家だけのメリットでなく国家経済への大きな貢献を果たすことを評価して、新たな土地改良事業(かんがい排水事業等)を行わない場合であっても小水力発電事業の単独実施可能な補助制度及び採算性の観点からRPS法に基づく補助率の改正を提案します。	「新農業水利システム保全対策事業実施要綱」、 「新農業水利システム保全対策事業実施要綱」	新農業水利システム保全対策事業は、米政策改革による構造改革等の制約要因を除去するための条件整備を緊急的に実施し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する農業水利システムをモデル的に形成する事業である。	D	小水力発電施設が、新農業水利システム保全対策事業の趣旨である、施設の管理省力化に必要な施設として位置づけられるのであれば、対応可能である。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	農林水産省 経済産業省	1010510	
1216	12162150	農林水産省	食育活動の一環として、土地改良区等が行う「田んぼの学校」「水利開発などの学校教育支援」「親子施設めぐり」「語り部による出前授業」などについて、現行の支援制度では対処できないので、土地改良区等が事業主体となれる新たな支援事業を創設されたい。	農業経営総合対策実施要領 (子どもたち農業・農村体験学習推進事業)	子どもたちの農業・農村体験学習推進事業のうち水辺環境体験学習タイプにおいて、水辺環境学習に係る活動や広報・普及活動、必要な資材の提供等について支援を実施。	D	現行施策の子どもたちの農業・農村体験学習推進事業のうち「水辺環境体験学習タイプ」では、土地改良区等が事業実施主体として水辺環境学習会等を推進するための活動組織の体制の立ち上げ支援や水辺環境学習の実践フィールドに対する支援などを実施しており、提案のあった内容について対応可能である。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	文部科学省 農林水産省	1010520	
1219	12192010	農林水産省	生活排水処理施設整備の最終的な目的は河川等の水質改善であるが、県の汚水処理構想や町の生活排水処理計画などと整合を取りながら、様々な要件を付した施設整備を組み合わせて推進しなければならず、現行制度の下では、事業の実施段階においての地区レベル、更には小規模の集落レベルでの適切な生活排水処理施設の選択は困難である。この場合、前述の構想や計画の変更、事業ごとの補助申請、起債手続きなど煩雑な事務手続きを経る必要があり、事業実施が大幅に遅れることとなる。 特にPFIを導入した生活排水処理施設整備事業を行う場合は、事業者の積極的な営業活動や事業計画の提案などPFI導入の重要なメリットを妨げることなく事業を推進するために、事業実施に伴う構想や計画の変更や補助金申請などの事務手続きを軽減し、迅速かつ柔軟に地域に応じた適切な生活排水処理施設を選択できるような環境を整備する必要があり、各種生活排水処理施設の実施上の位置付けや所管省庁、補助申請等事務手続の一元化を提案する。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	B-2	・公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となる仕組みである「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。 ・対象地域その他の要件については、年末までに調整を図ることとしており、個別市町村への適用可否は未定である。	福岡県	香春町	生活排水処理施設整備一元化構想	総務省 農林水産省 環境省	1010060	
1223	12232010	農林水産省	交流基盤の整備や交流促進事業の推進等をすすめる上で、現行の補助制度を統合し、「地域再生資金」を創設。住民満足度や入込客数、経済波及効果等を評価指標とした地域再生計画を「地域再生資金」により支援。資金の概算交付を行い複数年度の執行を可能とする。成果目標の検証を行い、未達の場合、資金の一部返還もあるとする。	新グリーン・ツーリズム総合対策	都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の受信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備や交流空間の整備等について、関係省庁と連携しつつ総合的に推進。	A	交流基盤の整備等による農山漁村地域の活性化施策については、政策群に位置づける等、各省連携して限りある予算を有効に活用しているところである。 また、平成17年度予算に向け、都市農山漁村交流や美しいむらづくりの推進等を通じて農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」の創設を要求しているところであり、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする、各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じる方針である。	島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会	日本のふるさと交流再生計画	総務省 文部科学省 農林水産省 国土交通省	1010190	
1227	12272020	農林水産省	埼玉県では、健康的で安心・安全な公共空間の提供や県産木材利用のPR・普及などを目的として、平成16年度から「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」を運用し、公共施設における県産木材の利用について、自ら積極的に取組むとともに、市町村に対しても働きかけを行っている。 市町村からは、県産木材利用公共施設の整備に対する補助の要望が多くあがっているが、現在の林野庁の補助制度では、対象が他省庁の補助制度の対象とならない施設等に限定されていることから、要望の大部分について対応できない状況である。 このことから、市町村の公共施設における県産木材の利用促進を図るため、木造公共施設の整備にあたっては、他省庁の補助制度の対象であっても、林野庁が所管する木造公共施設整備事業(林業生産流通総合対策事業)の補助の対象とできるよう、実施要領等に明記することを提案する。		各省庁の補助事業においても、県産材の利用を行うことは可能である。	D C	県産木材を利用して公共施設を整備することの意義については、副大臣会議、木材利用推進関係省庁連絡会議や農林水産省木材利用推進連絡会議を通じて、林野庁のみならず各省庁においても理解されていると認識しているところであり、各省庁の補助事業等による公共施設整備において県産木材の利用促進を図ることは、貴県関係部局間の連携により可能である。 なお、他省庁の補助制度の対象について、林野庁が所管する木造公共施設整備事業の補助対象とすることはできない。	埼玉県	埼玉県	埼玉県産木材利用推進構想	農林水産省	1010310	
1228	12282010	農林水産省	県農林総合研究センターでは、国の委託を受け、民間企業や農協等と連携して地域に適した省力・低コスト生産技術の開発を進めている。現在、農林水産省の「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」により、本県のねぎ産地に適した移植機の開発を進めており、ねぎ産地から大きな期待が寄せられている。 このように国の研究事業を活用して有用な機械・施設が開発された場合、できるだけ早く広範囲に導入し競争力の高い産地育成が求められ、その際にはこれらの機械・施設の産地への導入を計画的に支援することが重要と考える。現状では、これら研究事業で開発された機械・施設と「農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日農林水産事務次官依命通知)」で示されている補助対象施設が連携していないため、補助制度を有効に活用できない場合がある。 そこで、地域に密着した有効な研究成果を迅速に産地に普及させるため、国の研究事業により開発された機械・施設が園芸振興事業の補助対象となるよう両事業の連携を図ることを提案する。	農業機械施設整備の整理合理化について	野菜の播種・定植用機械については、「野菜全自動移植機」を補助対象としている。	D	提案のあったねぎ移植機については、現在開発中ということもあり一概に補助対象となるかは不明であるが、既に普及段階にあるねぎの全自動移植機の機能、性能等と比較して遜色ないものであれば、補助対象となる可能性はあるものと考えられる。 なお、農林水産省としても、野菜の構造改革においては、生産コストの低減を図るための新技術の開発は重要であると考えており、開発を進めるにあたっては、国の関係行政部局とも十分調整されることを希望する。	埼玉県	埼玉県	野菜産地の構造改革構想	農林水産省	1010200	

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1239	12392021	農林水産省	目的や効果が等しい、例えば農業集落排水や合併処理浄化槽の整備における補助金制度の一元化により、受益者にわかりやすい事業実施を図る。又農林水産省の農業集落道整備と国土交通省の市町村道整備事業による道路整備も同様である。	下水道法 土地改良法第126条(国の補助)	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。 ・農道整備事業と地方道路整備事業は整備目的が異なることから、それぞれが適切に役割分担しているところ。	B - 2	・公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽を対象として、市町村の裁量により、対象事業間で流用可能となる仕組みである「汚水処理普及対策助成金制度(仮称)」の創設を検討。 ・対象地域その他の要件については、年末までに調整を図ることとしており、個別市町村への適用可否は未定である。 ・農道・林道(農林水産省)と地方道(国土交通省)について、一定の地域において複数の事業を実施する場合、地方の裁量・自主性を拡大するため、関係省庁が連携して支援する「ふるさとのみち整備事業(仮称)」の創設を検討。 ・詳細については、年末までに調整を図ることとしており、個別市町村への適用可否は未定である。		京都府	美山町	日本一の田舎づくり構想	農林水産省 国土交通省 環境省	1010070
1239	12392022	農林水産省	補助事業による地元産木材仕様の建築物は、交付決定後発注し同年度末の完成になるが、現状として木材調達に充分な工期を確保することが困難である。木材の持つ特異性から地元産材調達に要する場合は「繰越事由」に加える。		繰越の事務手続きにおける繰越事由として、「資材の入手難」が選択肢として位置づけられており、その中で具体的な事由を説明することとなっている。	D	地元産材の持つ特異性として一様に調達が困難であるとは認識していない。ただし、特殊な木材を利用するなど、個別具体的な理由がある場合には、繰越事由の「資材の入手難」を選択し、一定の説明を行うことにより対応可能である。		京都府	美山町	日本一の田舎づくり構想	農林水産省	1010290
1253	12532010	農林水産省	千代田区と防災協定を締結している嬭恋村にてリゾート施設を構築(もしくは既存施設を活用)し、また同時に地域LANを敷設し、千代田区のオフィス街の地域LANと嬭恋村のリゾート施設周辺の地域LANを専用の高度情報回線で接続する。平常時は、リゾート情報、あるいは音楽祭などのイベント情報を千代田区と嬭恋村が相互に流し、被災時は、NTT回線が輻輳した場合に、千代田区オフィス街の通信機能のバックアップ役や、相互が被災した場合の一時疎開場所や支援基地として機能する。また交流事業として、東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会所属企業が嬭恋村のリゾート施設に会費を支払い、嬭恋村から定期サービスとして周辺の観光施設の利用についてを地域協力会所属企業に優待等の便宜を図るとともに、被災時は臨時のバックアップオフィスとしてリゾート施設を活用する。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領第10 地方財政法第16条 災害対策基本法第42条 平成13年3月30日付農林水産事務次官依命通知「農村振興総合整備事業等実施要綱」 平成13年3月30日付農村振興局長通知「農村振興総合整備事業等実施要綱」 平成15年4月1日付農林水産事務次官依命通知「農村振興支援総合対策事業実施要綱」 平成15年4月1日付農村振興局長通知「農村振興支援総合対策事業実施要綱」	事業主体は、事業計画に基づいて整備した施設等の管理が当該事業の趣旨に即して適正に行われるよう努めるものとする。 農村振興総合整備事業・農村振興総合整備統補助事業：農村の総合的な推進を図ることを目的に、都道府県又は市町村が作成する「農村振興基本計画」が作成されている地域において、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施するものであり、都道府県又は市町村等が事業主体となるものについて補助するもの。(国：1/2) 農村振興支援総合対策事業のうち情報基盤整備事業：農業振興地域において、効率的な農業経営、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化及び市町村合併後の新たなむらづくりを支援するため、地方公共団体、公共施設、各農家等をケーブルテレビ網によって結び、高度情報通信基盤の整備を行う。(国：1/3)	D	新山村振興等農林漁業特別対策事業で導入する施設は、事業主体等が当該施設の設置目的に沿って適正に管理・運営することとされている。しかしながら、災害等緊急時においては、一時的に避難施設として活用することは可能。 なお、特定農山村事業は、ソフト事業であり施設整備を行う事業ではない。 農村総合整備事業や農村振興総合整備事業等で整備された建物を防災対応に活用することは、市町村が災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画において、当該建物を避難施設として位置付けた場合において対応可能。また、高度情報回線の整備については、都道府県又は市町村等が事業主体となり、農業振興地域のうち民間事業者等によるプロ・ドバンド回線が敷設されない地域において対応可能。		群馬県、東京都	東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会	千代田区・嬭恋村連携震災疎開通信システム・リゾートオフィス構想	農林水産省	1010210
1267	12672010	農林水産省	酒造好適米を主食用米以外の水田を活用した作物と明確に位置づけるとともに産地づくり交付金の交付対象とする。これにより、酒造メーカーと生産農家とが連携し水田の維持・生産効率の向上を図るとともに、農村と都市との交流・対流を図ることにより、地域の活性化を進める。	水田農業構造改革対策実施要領	産地づくり交付金は、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産や水田農業の構造改革を推進する地域の取組を支援することを目的とした事業であり、交付金の具体的な使途については、実施要領において定めるガイドラインの範囲内で、各地域が定める仕組みとしている。	D	酒造好適米に対する産地づくり交付金の扱いについては、地域で、販売促進活動、産地地消に対する助成など価格の上乗せ補てんに該当しない助成 有機栽培等減収が認められるものについて減収の範囲内で行う助成を行うことが可能である。		山梨県	株式会社 萬屋醸造店	自然の恵みと人の調和で醸す、増穂酒米計画	農林水産省	1010390
1271	12712010	農林水産省	森林資源の循環機能を高めるため、公共施設の整備等において、県産木材の積極的な利活用を推進していく必要がある。 このため、「むらづくり雄新森林・山村・都市共生事業」について、本県を始め森林割合が70%を超える道県について、全県域を対象地域とするよう要件を拡充し、県産木材を利用した施設整備や既存施設の内装木質化の取組みを支援していく。	林業生産流通総合対策基本要綱 林業生産流通総合対策事業実施要領 林業生産流通総合対策施設整備事業等の運用について 林業生産流通総合対策施設整備事業等の運用について(別記20)	対象地域については、中山間整備事業実施要綱に定める特定市町村であるとともに、振興山村、過疎地域又は特定農山地域(森林率75%以上等)のいずれかに該当するもの	C	公共施設の整備に当たり、木材の利用を推進することは極めて重要であるが、本事業の対象地域を広げる事と木材利用の支援を行うことは関連のないものと考えられる。 本事業は、山村地域の活性化のため、中山間地域山村総合整備対策における特定中山間地域、かつ過疎地等に対象を絞り重点的な事業実施を行っているところである。 ご提案のように森林率70%以上の都道府県(日本の森林率は約7割)について、全県域を対象として広げた場合、都市部を含むこととなり、事業の重点実施ができなくなるとともに、山村の活性化という事業目的を逸脱することとなるため、不適切であると考えている。 なお、概算要求に当たっては、地域が使いやすく効率的な事業実施が可能となるよう、関連する施設整備費とともに交付金化することとしている。		山形県	山形県	豊かな山形 新たな木の時代推進構想	農林水産省	1010550

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1271	12712020	農林水産省	地球温暖化防止の観点から、木質バイオマスを資源として有効に活用したペレットの製造・利用、発電などの取組み全体的に普及させていくためには、民間企業の強力が不可欠である。 このため、「木質バイオマス利活用関連事業」の事業主体として、農林水産省を営む個人が出資又は構成員となっている民間企業や地域全体の利益につながる事業を行う企業を認めるよう要件を拡充し、木質バイオマス利活用を支援していく。		木質バイオマスエネルギー利用促進事業においては、都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体等が実施する木質バイオマスエネルギーの供給施設や利用施設の整備等について支援している。	B - 2	「木質バイオマスエネルギー利用促進事業」は、林業・木材産業の総合的な構造対策の一つとして、地域材の利用促進を図るための木質バイオマスエネルギー利用施設等を整備するものであり、林業者、木材関連業者を主として、より多くの地域の関係者が参画することにより、地域全体への利益につなげることが重要と考えている。 このため、本事業の実施に当たっては、事業主体として、林業者等の組織する団体(林業を営む者が主たる構成員となっており、かつ、これらの者がその活動を支配することが認められる団体)、木材関連業者等の組織する団体(林業、木材産業を営む者が主たる構成員となっており、かつ、これらの者がその活動を支配することが認められる団体)、地方公共団体が出資する団体(いわゆる第三セクター)等となっており、その構成員としては林業・木材産業関係者を含む民間企業がその構成員として参画することが可能である。 さらに、17年度予算概算要求においては、PFI事業者を事業主体に追加する拡充要望を行っていることから、予算編成過程において提案に対応できるか否か検討して参りたい。		山形県	山形県	豊かな山形 新たな木の時代推進構想	農林水産省	1010570
1272	12722010	農林水産省	構造改革特別区域法に基づき新たに農業への参入が認められたNPO法人等については、将来的に、本県園芸農業の実践者として、その役割が期待されている。 こうしたNPO法人等について、国庫補助事業や低利融資制度の対象とし、農業への一層の参入を支援していく。	生産振興総合対策事業実施要綱 農業機械施設整備の整理合理化について	生産振興対策においては、受益農家戸数が3戸以上であるなど、一定の要件を満たす場合は、構造改革特区の認定を受けて農業参入するNPO法人であっても補助対象となりうる。	D	生産振興対策においては、受益農家戸数が3戸以上であるなど、一定の要件を満たす場合は、構造改革特区の認定を受けて農業参入するNPO法人であっても補助対象となりうる。		山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想(パート)	農林水産省	1010370
1272	12722020	農林水産省	新規就農する農業経営者は、立ち上がりの運転資金を始め経営資源が脆弱で技術的にも未熟な場合が多い。 このため、就農前の研修等を対象とした「新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業」について、研修終了後も農業経営が安定するまでの期間について、助成の対象とするよう要件を緩和し、新規就農者の定着を支援していく。		「新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業」は広く農業内・外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就農相談体制の整備、技術・経営研修の充実等に対し、助成を行っている。	D	「新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業」では、新規就農者の着実な経営定着を支援するため、効果的かつ効率的な指導を展開するための普及指導方法をモデル化するとともに、地域の合意形成等、新規就農者が地域に参入及び定着しやすい受入環境の整備や定着に向けた指導農業者によるマンツーマンの技術指導体制の整備について支援している。		山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想(パート)	農林水産省	1010440
1272	12722030	農林水産省	農業法人等が行う設備投資等に対しての「生産振興総合対策事業」については、対象が「受益農家3戸以上」とされているが、1戸1法人等についても補助対象とするよう要件を緩和し、本県農業経営者の法人化を強力に推進していく。	生産振興総合対策事業実施要綱 「農業機械施設整備の整理合理化について」	生産振興総合対策事業等の農業関係の補助金については、農業者が共同で利用する農業用機械・施設の整備等に対する支援を実施している。	A	現行の農業関係の補助金については、個人の自主・自立にゆだねるものではできないゆだね、補助から融資への切り替えを行う等の観点から、共同利用の機械・施設に限り補助対象としている。 しかしながら、農林水産関係の地方向け補助金については、個別事業の統合・交付金化を行い、「強い農業づくり」等に向けた地域の自主性・裁量性を生かした取組を支援できる仕組みとするよう予算要求しているところであり、その中で、経営構造対策については、経営規模の拡大や経営の多角化等による販売額の増加等を通じた雇用機会の創出・拡大を促進するため、一定の雇用要件等を満たす農業法人等の場合は、3戸要件を満たしていなくても事業実施主体になれるよう要求している。		山形県	山形県	山形いきいき園芸産地創出構想(パート)	農林水産省	1010400
1274	12742030	農林水産省	中小企業信用保険法に基づく信用保証制度では、原則として対象外とされている産業分類上の農林漁業関連業種の中で、苗床方式によるかいわれ大根製造業、菌床方式によるきのこ製造業等の5業種が特例として対象となっているが、これに工場の生産設備を備えた非土地利型用の果菜や葉菜、花卉等の「水耕方式による栽培事業」を新たに対象として追加する。また、現在、他産業の中小企業者が農業分野に参入する場合には対象とならない農業信用保証保険制度における「農業者等」の解釈の拡大を図る。	農業信用保証保険法	農業信用保証保険法第2条に規定される「農業者等」とは、農業を営む者及び農業に従事する者である。	D	農業信用保証保険法第2条の「農業者等」とは、農業を営む者及び農業に従事する者を指し、必ずしも他産業から新規に農業に参入する中小企業者を排除するものではない。 したがって、農業信用基金協会の会員となる等の要件を満たせば同協会の債務保証の対象となることが可能である。	1次提案時に同趣旨の回答済み	山形県	山形県	やまがたニュービジネスフロンティア推進計画	農林水産省 経済産業省	1010460
1276	12762010	農林水産省	地域の再生可能な生物由来の有機性資源の利活用の方策と環境と共生した地域社会のあり方を検証し、自然に対する負荷の軽減と景観を含む地域の生活の豊かさを実感できる地域社会のための調査研究を行い、その実現に関して、バイオマスの利活用、中小水力発電、二酸化炭素排出抑制対策を総合的に取り組むことのできる総合補助制度の創設。	バイオマス利活用フロンティア推進事業等実施要項	バイオマス利活用フロンティア推進事業は、中小水力発電開発や二酸化炭素排出抑制対策とは別に実施されている。	C	目的の異なる補助金を統合することはできない。		北海道	深川市	環境と共生する田園都市構想	農林水産省 経済産業省 環境省	1010110
1302	13022010	農林水産省	地域観光をテーマに、都市と農村交流、観光交流、スポーツ・文化交流等、各省庁が従来の枠組みをなくした、地域再生交付金の創設	新グリーン・ツーリズム総合対策	都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の受信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備や交流空間の整備等について、関係省庁と連携しつつ総合的に推進。	B - 2	地域観光をテーマにした農山漁村地域の活性化施策については、政策群として位置づける等、各省連携して限りある予算を有効に活用しているところである。 また、平成17年度予算に向け、都市農山漁村交流や美しいむらづくりの推進等を通じた農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」の創設を要求しているところであり、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする、各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じる方針である。		静岡県	小山町	美知の交流空間づくり構想(交流人口拡大による地域再生計画)	農林水産省 国土交通省 防衛庁	1010220

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1315	13152020	農林水産省	森林文化を創出するためには地域資源である森林資源を積極的に循環させることが求められる。その一つの手法として森林資源を活用したバイオマス関連事業の推進も効果的である。しかし、それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、バイオマスの利活用支援という目的が同じであるにもかかわらず、経済産業省、農水産省および環境省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種類、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「バイオマス利活用支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱、バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要綱、	補助金の目的に応じて、担当する省が支援措置を講じている。	C	目的の異なる補助金を統合することはできないが、バイオマスの利活用推進については、地域のバイオマスタウン構想の実現に向け、関係府省間のさらなる連携強化を図っていくこととしている。		滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	農林水産省 経済産業省 環境省	1010160
1315	13152030	農林水産省	「森林文化の里」を宣言した本村では、その豊かな空間、ゆったりとした時間の中で、企業や個人の創造的な発想を促すため、村内に張り巡らされる予定の光ファイバーケーブルによる高速通信インフラを活用し、ベンチャー企業の事務所やS O H O オフィスを整備することで、創業支援や育成支援を予定している。しかし、それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、ベンチャー企業等の支援という目的が同じであるにもかかわらず、総務省、厚生労働省、経済産業省および農水産省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種類、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「ベンチャー企業等の創業等支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。		農林水産省のベンチャー支援事業としては、競争的研究資金である「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」がある。本事業は、バイオテクノロジー等生物系先端技術により新産業の創出、起業化を促進するため、産学官の連携による研究開発を実施することと併せ、バイオベンチャー創出を目指す民間企業、独法等の研究者を対象に課題を公募し、審査の上、実用化に必要な研究資金を供給するものである。本事業は、研究者を対象とした研究開発を支援する事業であり、直接のベンチャー創業支援、育成支援の施策でないことに加え、応募された研究課題については、農林水産業、食品産業等の振興の観点からの採択審査、課題の進行管理、事後評価等が必要であることから、他の補助金等と統合した場合、目的が達せられなくなるおそれがあるため、対応は困難である。	C	農林水産省のベンチャー支援事業としては、競争的研究資金である「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」がある。本事業は、バイオテクノロジー等生物系先端技術により新産業の創出、起業化を促進するため、産学官の連携による研究開発を実施することと併せ、バイオベンチャー創出を目指す民間企業、独法等の研究者を対象に課題を公募し、審査の上、実用化に必要な研究資金を供給するものである。		滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	1010230
1332	13322010	農林水産省	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなるものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当り120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	D	・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 ・一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。		東京都	土壌浄化法事業推進連合会	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	1010080
1336	13362010	農林水産省	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、過大計画となり事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来温泉街のように市街地を形成している区域は下水道事業の方が効率が良いにもかかわらず、議会から管渠の不要な小型合併浄化槽の方が安価な事業費となるという質問が出され、設置を要望されることも多くなっている。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	下水道法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	D	・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 ・一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。		山梨県	下部町(平成16年9月13日町村合併・身延町)	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	1010080

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1338	13382010	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。 	D	<ul style="list-style-type: none"> 「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。 		長崎県	宇久町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	1010080
1348	13482020	農林水産省	<p>関西に存在する農林水産関係及び環境関係の公的な試験研究機関にかかる国の直轄事業予算および補助事業予算を「関西(産業再生)特区」に対して一括交付するとともに、「特区」の組織に個別の試験研究機関あるいは個別のテーマに対して支出する権限を移譲すること。</p>	生産振興総合対策事業実施要綱	<p>生産振興総合対策事業では、農畜産物の生産振興を図る観点から、農業者団体等が行う新技術の実証や共同利用施設の整備等の取組を支援している。</p> <p>当省の研究開発に係る直轄事業や補助事業の予算のうち、公的な試験研究機関へ配分されているものとして、a.農林水産政策上の要請による試験研究又は新研究分野の開発若しくは急速な研究水準の向上を必要とするものについて、国が先導的に推進している研究開発、b.他の研究の基盤となる研究開発、c.政策の趣旨に沿って応募された研究課題から、特定の地域を限定せずに優秀なものを採択する制度により実施されている研究開発がある。</p>	E、C	<p>農業生産総合対策事業、畜産振興総合対策事業、耕畜連携・資源循環総合対策事業は、農畜産物の生産振興を図る観点から、農業者団体等が行う新技術の実証や共同利用施設の整備等の取組を支援するものであり、試験研究機関に対する支援を行う事業ではない。</p> <p>「制度の現状」欄記載のうち、a及びbについては、国の政策を踏まえて、当該地域の気象風土を活かしつつ、他の研究機関と共同して日本全体の農林水産関係の研究開発を効率的・組織的に推進しているところであり、個別の試験研究機関やテーマに対する権限及び予算を一括交付することは、国全体の農林水産研究政策の推進と調和がとれなくなる恐れがあることから困難である。また、cについては、国の政策の趣旨に沿って公募された課題のうち優秀なものを採択するという性質上、個別の試験研究機関やテーマに対する権限及び予算を一括交付することは困難である。</p> <p>公的な試験研究機関の再編体系化については、「関西特区」内にある農林水産技術会議所管の試験研究機関としては、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(以下「機構」という。)の一部の研究機関が該当するが、当該機関は、機構の統一的な運営のもと、日本全体の農業関係の研究開発を効率的・組織的に推進しており、他の公的機関との再編成は困難である。</p>		大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	環境行政と一体化した農林水産業の競争力強化	農林水産省 環境省	1010240
1350	13502020	農林水産省	<p>限られた財源を有効に活用できるようにするため、湖沼、河川、上下水道などに関する国の直轄事業予算と補助事業予算を「関西(産業再生)特区」に対して一括交付すること。</p>	土地改良法、各事業実施要綱・要領等 海岸法第5条、第6条	<p>農業農村整備事業については、それぞれの政策目的に応じ、事業実施要綱に基づき実施している。</p> <p>海岸法では、海岸法第5条により、海岸保全区域に関する管理については、海岸管理者(都道府県知事、市町村長等)が行うものとされている。また、法第6条において、海岸保全施設が特に国土保全上重要なものと認められる場合は、直轄工事を行うことができるとされている。</p>	C	<p>現在、道州制特区の議論については政府として検討を行っているところであり、本提案の措置については、その結果を踏まえた上で検討を行う必要がある。</p>		大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	1010250
1351	13512010	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。 	D	<ul style="list-style-type: none"> 「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。 		長崎県	三井楽町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	1010080

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1360	13602010	農林水産省	<p>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</p> <p>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうで効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</p> <p>・下水道未整備人口に対して1人当り120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</p> <p>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</p>	下水道法	<p>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。</p>	D	<p>・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。</p> <p>・一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p>		山梨県	身延町(平成16年9月13日町村合併身延町)	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	1010080
1361	13612010	農林水産省	<p>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</p> <p>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうで効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</p> <p>・下水道未整備人口に対して1人当り120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</p> <p>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</p>	下水道法	<p>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。</p>	D	<p>・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。</p> <p>・一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p>		群馬県	明和町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	1010080
1375	13752010	農林水産省	<p>農産物価格の下落が大きく影響し、農村地域の経済が深刻な状況となっており、既存資源を活用したグリーン・ツーリズムビジネスの展開により、農業生産以外での所得の確保及び農産物の高付加価値化を図ることが必要となっている。</p> <p>このため平成11年度よりグリーン・ツーリズム事業を展開し、事業の進展とともに、一般の農家に泊まるいわゆる「農泊」が定着しつつあります。これに伴う法整備も構造改革特区等で実現し、規制緩和が進んでいる状況にある。</p> <p>しかし、現行法令では旅館業法、食品衛生法に係る設備基準を満たすため施設投資が必要であり、一般の農家家屋では水まわりを中心とした改善が必要となっている。</p> <p>特に課題となっている事項は、農繁期には受け入れが難しく、営業可能日数が少なくなってしまうこと、また、定員4・5人程度が限度で、設備投資を行っても一般の旅館や民宿と同じような収益が確保される見込み立たないことである。</p> <p>現行の補助事業である「やすらぎ空間整備事業」により初期投資の軽減を図り、多くの農家が農泊を行う事ができないか模索しているが、現行で農家住宅を農泊向けに改修することができる補助事業がない。</p> <p>このため、補助事業の運用を弾力的に行い「農泊会員の組織」が農家住宅を改修し、農家が営業できるよう整備する事業をモデル的に認め実施することを提案する。</p>	やすらぎ空間整備事業	農山漁村の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する	C	<p>個人の農家が民宿を営業するための、農家住宅の改修に対して補助することは、補助事業の趣旨に反することから適当ではないと考える。ただし、やすらぎ空間整備事業では、地域の交流人口の増大等を目指し、農山漁業者等の組織する団体等が、家屋を所有する農家と施設の耐用年数等を勘案した事業効果の上がる期間の賃貸借契約を結び、自ら民宿を営業することを条件として、農家住宅を改修することは可能である。</p>		福島県	喜多方市	農泊で再生！地域の農業	農林水産省	1010320
1402	14022020	農林水産省	<p>足尾銅山の歴史は、日本の近代化の礎であり日本最大の銅山として繁栄してきました。その反面「公害の原点」とも言われ環境破壊の象徴として全国的に知られております。</p> <p>松木渓谷は足尾銅山最盛期に銅山からの亜硫酸ガスや山火事によって緑が失われ、荒廃裸地した岩肌の山が連なり、足尾を訪れる人は、荒々しい光景を目にして、一様に驚きの声を上げます。</p> <p>松木地区は、明治30年頃に国有林の治山事業に着手を指示したのが始まりで、昭和12年には内務省(現在の国土交通省)が直轄砂防事業に着手、その後昭和32年から林野庁、建設省、栃木県の3者による本格的な荒廃地の緑化事業が開始された。以後50年にわたり継続され事業を実施しております。</p> <p>このように長きにわたり治山・治水事業が行われ、現在まで荒廃地の約50%の緑化が完了しているといわれております。これからも緑の回復事業は実施されることと考えます。また、環境への関心が高まりNPOやボランティアなども活発になりつつありますので、この地域を環境学習地として指定地域に認定いただくことで、環境破壊の恐ろしさと、緑の回復のために莫大な時間とエネルギーが必要かを歴史的な背景を踏まえ後世に伝える地域とする。そのため各省庁の枠を超えたプロジェクトがこの地域で展開される地域指定を提案いたします。</p>	林業生産流通総合対策実施要領	<p>1 環境学習は、日本全国どこでも実施することができるので、提案のあった「環境学習地としての地域指定」のような制度はない。</p> <p>2 森林環境教育や林業体験学習などの施設・森林等の整備及び森林体験学習等のための指導者の養成等に対しては予算上の支援を行っており、これらの関係予算については、地域の自主性・裁量性を発揮できる仕組みとするよう個別事業の統合・交付金化を行い、概算要求しているところである。</p> <p>また、森林ボランティアネットワークの構築等を通じてボランティア活動情報の提供についても実施している。</p>	D	<p>・森林環境教育や林業体験学習などの施設・森林等の整備及び森林体験学習等のための指導者の養成等に対しては予算上の支援を行っており、これらの関係予算については、地域の自主性・裁量性を発揮できる仕組みとするよう個別事業の統合・交付金化を行い、概算要求しているところである。</p>		栃木県	足尾町	エコミュージアムあしおの創造「産業遺産を活用した観光振興」	文部科学省 農林水産省 国土交通省 環境省	1010260

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1403	14032010	農林水産省	現在、認定農業者は農家、農業生産法人について認められているが、この範囲を民間企業やNPO法人にまで広げるもの。	農業経営基盤強化促進法第12条	「農業経営を営み、又は営もうとする者」は、農業経営改善計画を作成し、これを市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。	D	農業経営基盤強化促進法第12条第1項では、農業経営を営み又は営もうとする者は、農業経営改善計画の認定を受けることができると規定しており、構造改革特別区域内において農業経営に参入する特定法人を除外したものはなっていない。 したがって、特区制度を活用し、農地貸借等により農業に参入した民間企業やNPO法人についても、当該民間企業・NPO法人が農業部門の経営の規模拡大等に関する農業経営改善計画を作成し、市町村がその農業経営改善計画が基本構想に照らし、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行うことを目指したものであると判断する場合には、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者となることは可能である。		大分県	庄内町	神楽の里のフラワースタイル展開プロジェクト	農林水産省	1010470
1409	14092010	農林水産省	資源循環型エネルギーセンターにおいて生し尿及び浄化槽汚泥の処理を行うことは、「汚泥再生処理センター」の性能指針に該当しうる。そこで、「210003」バイオマス利活用フロンティア整備事業の対象拡大と同様の合理的な措置と、他のバイオマス関連の補助事業等との包括的承認を求め。	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱	地域の取組についての情報を共有し、各省が連携した支援が可能となる仕組みが構築されている。	D	地域再生推進のためのプログラム230003「バイオマスタウン構想の実現に向けた取組」に基づき、関係府省間における連携が図られている。		神奈川県	三浦市	6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト	農林水産省 環境省	1010120
1409	14092020	農林水産省	資源循環型社会の形成の関連で利用できる民間企業の技術開発に係る補助金について統合的運用を可能にすることにより、技術開発と全国への普及の促進を図りたい。	バイオマス利活用高度化実証事業実施要領	バイオマス利活用高度化実証事業が民間企業向け技術開発補助と統合的運用がされているわけではない。	C	普及すべき技術については、技術開発補助金の成果も含め、導入する地域の実情に応じた最適なものが選択されるべきであり、一律に研究開発補助と普及実証事業を統合すべきとは考えにくい。		神奈川県	三浦市	6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト	農林水産省 経済産業省	1010130
1410	14102020	農林水産省	【森林ボランティア活動等への補助事業の補助条件の拡充】 ・近年、森づくりに関する団体等の活動が全国的に活発化し、本県でも森林づくり団体が40近く登録されており、各々独自に活動するだけでなく、複数団体が共同での活動を展開しているが、その活動フィールドとともに活動のための資金の確保が課題となっている。本県では、県民参加の森づくりを目指す「みやざき悠久の森づくり」構想を推進しており、民間団体等の種々の森づくり活動を支援しているが、さらに森林整備関連補助事業を有効に活用するため、地方の自主裁量権の拡大による補助事業の弾力的な運用(保安林や公有林を対象とした森林整備について任意団体まで実施主体可等)による県民総参加の森づくりを推進することとしたい。	森林法施行令、森林法施行規則、森林環境保全整備事業実施要領	森林整備事業の事業主体は、森林法施行令等に定められている。 平成16年には森林法施行令の一部改正を行い、施設実施協定の認可を受けた特定非営利活動法人等(法人でない団体も含む)を新たに追加した。	E	森林整備事業において、ボランティアが事業主体となる場合について、特に、NPO法人等法人格を有することを条件としているものではなく、NPO法人以外の任意団体であっても対象となりうるものであり、事実誤認である。		宮崎県	宮崎県	悠久の森構想	農林水産省	1010560
1443	14432010	農林水産省	特定地域振興重要港湾における振興ビジョンに基づく施設整備に対する水産庁の国庫補助の対象者条件の緩和		事業実施主体は、都道府県、市町村、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が適当と認める者。	B-2	事業実施主体については、地域再生計画の特例として提案に対応できるか否か検討。	事業実施主体についての特例が認められることとなっても、その他の要件や基準に適合しないことにより採択できないこともあり得る。	静岡県	沼津市	沼津港交流拠点づくり構想	農林水産省	1010580
1459	14592010	農林水産省	発電施設の建設に際しては、農林水産省補助事業(かんがい排水事業、農村振興総合整備事業等)と経済産業省補助事業(中小水力発電開発費補助金)を組み合わせる発電施設を建設する。	補助金適正化法、土地改良法、土地改良事業関係補助金交付要綱等	補助金適正化法、土地改良法、土地改良事業関係補助金交付要綱等に基づき、各事業の予算の範囲内で執行している。	D	農林水産省補助事業(かんがい排水事業等)の一環として実施される発電施設の整備は、土地改良法等に規定する目的に即し、一連の管理体系下にある土地改良施設に必要な電力を供給するなど、農業・農村の振興に寄与するものである。 このことを踏まえつつ、これを補完する観点から、施設の利用目的及び所有・運営形態等を明確に区分した上で、一定の条件の下、経済産業省補助事業との適切な連携を図ることも可能と考えている。		富山県	富山県	ふるさと創造小水力発電プラン	農林水産省 経済産業省	1010270
1477	14772010	農林水産省	競争的資金制度を省庁の枠を超えて地域における将来有望な分野に重点的に配分できるよう、これまでの実績等をもとに「関西州(産業再生)特区」に対して枠配分を行うこと。 個別案件の審査採択から事後評価まで制度の運用権限を国の各省庁から「特区」の組織に移譲すること。			C	「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」は、食糧自給率の向上や地球規模での食糧不足の解決などに向け、新しい発想に立って生物機能を高度に活用した新技術・新分野を創出するため、独立行政法人、大学、民間等からの提案公募による基礎的・独創的な研究に対し、競争的研究資金を供給しているところである。 競争的研究資金制度は、競争的な研究開発環境の形成に寄与するとともに、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究開発成果の創出に貢献するものである。 「競争的研究資金制度改革について(意見)」(H15.4.21総合科学技術会議)では、研究者間、研究機関間の競争の一層の推進等、を制度の基本的視点として推進しているところである。 また、本事業の競争的研究資金の配分に当たっては、配分機関(独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構)が専門性と特徴をもって、戦略的・機動的に業務を遂行している。 このように、業務の推進に当たっては、競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるよう行っており、これまでの実績等を基にした地域への配分は困難である。		大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	政策連携による次世代産業創出事業の推進	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	1010010

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1513	15132010	農林水産省	国や地方公共団体の財政改革による公共工事の縮減等により、建設業等の経営環境はいつもの厳しさを増している。そこで建設業だけでなく森林組合、NPO等が国の地域再生計画に伴う支援措置を活用しながら、このような業界自らの取り組みを支援し、経営体質の強化や新分野進出の動きを促進することにより、地域産業の振興と活性化を図るものである。	甘味資源特別措置法	「さとうきび生産振興地域」を指定し、「さとうきび生産振興計画」に基づき生産振興が図られている。	D	名瀬市においては、既に鹿児島県が策定する「さとうきび生産振興計画」に基づくさとうきび生産が行われており、作付拡大については、同計画に定める作付面積や生産数量の変更等所定の手続きを行えば可能。		鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画	農林水産省	1010330
1513	15132020	農林水産省	遊休農地の有効利用の促進と、それを通じた優良農地の確保、地域農業の振興及び土地利用の秩序化の計画的な推進を図るために公益法人が事業主体となり耕種地の整備を支援する。また、公益法人がさとうきび栽培者に対する技術取得等の支援を行い、営農意欲を高め、就農を促進するために支援をする。	遊休農地解消総合対策事業実施要領	「新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業」は広く農業内・外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就農相談体制の整備、技術・経営研修の充実等に対し、助成を行っている。 地域における遊休農地の活用計画の策定、計画の具体化のための実践活動及び簡易な土地条件整備等を実施	B - 1 D	新規就農者の研修を行う法人等に対する研修用機械や宿泊施設のリース事業等地域段階における実践的な研修の支援等について検討中。 遊休農地解消総合対策事業において、農地保有合理化法人(市町村農業公社等)が事業主体となって遊休農地の簡易な土地条件整備を行うことが可能なので活用されたい。		鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画	農林水産省	1010340
1513	15132030	農林水産省	農業経営基盤強化促進法における農地保有合理化事業の内容を強化する。農地保有合理化法人が貸し手農家から借り受け助成金を出す。借り手農家(さとうきび栽培に限る)の貸し手農家への地代分を補助する。		国は、都道府県、都道府県公社、市町村公社等及び(財)全国農地保有合理化協会に対して、農地保有合理化事業(農地売買等事業、農地信託等事業、農業生産法人出資育成事業、研修等事業)の推進、実施に係る経費を補助している。	C	本提案の内容は、貸し手農家には借り受けのための助成をし、借り手農家には地代分の補助をするというものであるが、これは農地の貸し借りという経済活動に対する個人への金銭の交付であり、予算化することは困難である。 なお、本提案の趣旨は、農地の集約・流動化を図るというものであるが、現行において担い手への農地集積を促進するための助成措置として、認定農業者農地集積促進事業等を実施しており、これらの事業を活用したい。		鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画	農林水産省	1010480
1513	15132040	農林水産省	名瀬市における黒糖工場は老朽化がひどく現在利用できない状態にある。そこで今回のさとうきび栽培の企業参入において地域の活性化を図るためにも黒糖工場の再整備が必要で、黒糖の確保に繋がる。	生産振興総合対策事業実施要綱 新グリーン・ツーリズム総合対策	農業者団体等が取り組む農産物の処理加工施設の整備については、一定の要件を満たす場合は、生産振興総合対策事業において支援が可能。 都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の受信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備や交流空間の整備等について、関係省庁と連携しつつ総合的に推進。	D B - 2	農業者団体等が取り組む農産物処理加工施設の整備等を含めた、生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを支援するための「強い農業づくり交付金」を予算要求しているところ。 ご提案の「グリーン・ツーリズムに対する支援」については、地域連携システム整備事業によりワークショップ活動を通じて地域の資源を活かした交流産業の高度化、情報発信機能の強化を図るための人材育成やインターネットホームページの試作等の活動に支援しているところである。ただし、情報発信設備等への支援については、平成17年度予算に向け、都市農山漁村交流や美しいむらづくりの推進等を通じた農山漁村の活性化を図るための各種推進活動や施設等の整備について、地域の創意と工夫に基づき総合的に実施する「元気な地域づくり交付金」の創設を要求しているところであり、その中で、地域の裁量性・自主性が最大限発揮されるよう、地域が必要と判断するメニューも対象とする、各メニュー間・地区間の配分を地域の裁量に委ねる等の措置を講じる方針であり、この中で提案に対応できるかどうかを検討して参りたい。		鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画	農林水産省	1010350
1533	15332010	農林水産省	・蛸が舞う川づくり(蛸の環ネックレスのかわ) 地域の川やその周辺をかつてのように蛸が舞う憩いの空間として保全・再生し、都市部との交流促進と地域の活性化を図るため、法河川、準用河川、普通河川、農業用水路、ため池など(上流域から下流域まで)に係る改修・整備に関する各省庁の補助制度の横断的な施策連携	地方財政法第16条 土地改良法第1条 平成13年8月3日付農林水産事務次官・国土交通事務次官依命通知「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針」 平成13年3月30日付農林水産事務次官依命通知「農村振興総合整備事業等実施要綱」 平成13年3月30日付農村振興局長通知「農村振興総合整備事業等実施要綱」	農村振興総合整備統合補助事業：農村の総合的な推進を図ることを目的に、都道府県又は市町村が作成する「農村振興基本計画」が作成されている地域において、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施するものであり、市町村等が事業主体となるものについて補助するもの。 (国：1/2)	D	土地改良法第1条に基づき、土地改良事業の施行に当たっては、環境との調和に配慮しつつ実施しており、農業用水路やため池を蛸の生息に配慮して整備することは現行の制度で対応可能。 また、施策の連携については、農村振興基本計画に反映させる等、従来より関係省庁と進めているところである。		福岡県	北九州市	小倉南区発「日本のふるさと」推進プロジェクト	農林水産省 国土交通省	1010280
1567	15672010	農林水産省	バイオマス利活用推進に関して、各省庁横断的な課題や一元的に取り組むべき施策が多く、関係省庁が多岐にわたり関連事業も分散している。その結果、事業の調整手続きに時間を要したり一体的な施策展開が困難となっている。 バイオマスの利活用を効果的に進めるためには、各地域の状況に応じた関係者の連携を基礎に、バイオマスの発生から消費までをつなぐ循環システムを構築する施策展開が不可欠であり、条件整備も一体的に行う必要がある。このため、国における総合的な調整や情報提供などを行うワンストップの窓口を設置し、各自治体や民間企業からの提案公募の下に、既存の事業や省庁の枠にとらわれずバイオマス利活用推進への助成を行う、「バイオマス振興調整費」(仮称)や特別交付金といった弾力的に予算を活用できる制度の創設を提案する。		施策の目的に応じて、担当部局が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。	C	バイオマスに関する施策については、農林水産省が総合調整等の機能を担いながら関係府省間で連携して施策を進めており、さらなる組織の新設は難しい。また、バイオマスの利活用支援についても関係省が連携した措置を講じており、別途新たな予算の新設は難しいが、地域のバイオマススタウン構想の実現に向け、関係府省間のさらなる連携強化を図っていくこととしている。		千葉県	千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	1010140

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1583	15832020	農林水産省	種子生産の特殊性(他品種との交雑を防ぐ、審査効率)から連担化が必須条件となるが、中山間地域において、種子を生産するために必要な機械設備を整備する場合、現行の補助採択要件25ha以上(生産振興総合対策事業)では、中山間地域の地形的特徴から面積確保することは困難なことから現行基準の大幅な緩和を求めます(現行では中山間地域の緩和措置の対象外)。	生産振興総合対策事業実施要綱	生産振興総合対策事業により、種子乾燥調整施設、種子消毒施設等の共同利用施設・機械の整備を行う場合、指定種子生産ほ場(主要農作物種子法第3条第1項の規定により指定されたほ場)の面積が、おおむね次に掲げる面積以上であることを要件としている。 稲 25ヘクタール 麦 15ヘクタール 大豆 5ヘクタール	B-2	現行補助制度の要件は、主要農作物(稲、麦類及び大豆)種子の産地規模の実態を踏まえ、国費を投じて育成誘導すべき種子産地規模のあり方種子更新率が低い大豆については、種子更新率を向上させていくための政策的配慮等を勘案して設定しているものであり、特に過大なものとは考えていない。 しかしながら、農林水産関係の地方向け補助金については、個別事業の統合・交付金化を行い、地域の自主性・裁量性を発揮できる仕組みとするよう予算要求しているところであり、具体的な要件等については今後検討してまいりたい。		三重県	三重県	新しい「三重の米(水田農業)」戦略	農林水産省	1010410
1584	15842010	農林水産省	計画区域内の遊休地・未利用地(未竣工地)を活用した地域再生、経済活性化を図るため、既存のインフラ(施設・電力・用水)、技術・ノウハウ、人材を活かし、経済性・効率性を重視した先導性のあるリサイクル産業の育成を行う。 また、コンピナート企業の豊富な副生水素、LNG冷熱やバイオマス、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを活用した水素の製造・精製・貯蔵・運搬技術等の研究開発や、燃料電池、バイオマス、次世代太陽光などの研究開発を通じ、環境技術を核とした足腰の強い産業集積地として再生するとともに、地域再生を担う産業育成のための技術開発振興を通じた新エネルギー関連産業等新たな産業の創出を目指す。	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱	補助金の目的に応じて、担当する省が支援措置を講じている。	C	目的の異なる補助金を統合することはできないが、バイオマスの利活用推進については、地域のバイオマスタウン構想の実現に向け、関係府省間のさらなる連携強化を図っていくこととしている。		三重県	三重県、四日市市、四日市港管理組合	四日市臨海部地域再生計画(仮称)	農林水産省 経済産業省 環境省	1010150
1585	15852010	農林水産省	水産庁補助事業による排水処理施設の整備においては、漁協、水産加工業協同組合は対象となっているが、個別事業者は対象になっていないため、これを対象とする。		事業実施主体は、都道府県、市町村、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が適当と認める者。 事業実施地域は、水産加工団地又は年間水揚量5千トン以上の地域。	C	本事業は、水産物の安定供給の確保という目的に効率的に資するため、対象地域を、大きな事業効果が期待できる拠点産地(年間水揚量が5千トン以上又は水産加工団地が形成されている地域)に重点化するとともに、対象施設も、多数の事業者に裨益効果が及ぶようにとの観点から、市町村等の公的施設及び漁業協同組合等の共同利用施設に限定している。 しかしながら、点在する個別事業者ごとに排水処理施設を整備するという提案は、規模の観点から大きな効果が期待できないと考えられ、また、直接的な受益者が特定事業者に限定されることから、本事業の対象とすることは困難である。 さらに言えば、国の補助金の対象を(大型拠点施設のみならず)地域に点在する多数の小規模施設にまで拡大することは、地方分権の考え方に逆行することとなる。		三重県	三重県	美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト	農林水産省	1010590
1585	15852020	農林水産省	水産庁補助事業による藻場造成においては、コンクリート等の構造物は対象となるが、播種基盤のみの造成については対象とならないため、これを対象とする。	水産物供給基盤整備事業等実施要綱の運用について(第1の5) 資源管理推進増養殖場整備事業等実施要綱(第1の7)	漁場環境保全創造事業は、沿岸の漁場環境が悪化しており、漁場としての効用の低下が問題となっていることから、漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善により、水産資源の生息環境の保全・創造に資することを目的として実施される事業であり、具体的には、堆積物の除去、底質改善(しゅんせつ、作れい、耕うん、客土、覆土等)、海水交流施設の設置(水路等)、着定基質(投石、コンクリートブロック等)の設置等を行うものである。	D	移植・播種については、その対象が、社会資本として形成される構造物ではないことから、地方公共団体等が、必要に応じて、単独事業で実施することが原則であると考えているが、例外的に、漁場環境、海洋環境の維持・回復及び創造を図るため、沿岸環境緊急回復事業の対象として位置づけられた地域であれば、漁場環境保全創造事業により水質浄化機能のある水生植物等の移植・播種を実施することが可能であるので、必要に応じ活用を図られたい。		三重県	三重県	美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト	農林水産省	1010600
1595	15952010	農林水産省	一定の政策目的を実現するため、複数の事業を地方公共団体が一体的かつ主体的に実施することができるように、事業を類型化した統合補助金(ヨコ型統合補助金制度)を拡充する。 また、事業費の配分調整の権限も地方公共団体に移譲する。 現在、農業農村整備事業は、数多くの細事業で構成されており、事業毎、地区毎に予算割り当てされるため、地域の自主性と創意工夫が発揮しにくい実情にある。また、そのための補助金交付申請、重要な変更の承認申請及び実績報告など、事務量も膨大なものとなっている。 そのため、事業を、収益性の高い農業の確立、環境と調和した農業の推進、豊かさや活力のある農村の構築、災害に強い農村づくり等の政策目的毎に大きく類型化し、その枠内で事業毎及び地区毎の予算の配分調整の権限を農林水産省から地方公共団体に移譲し、地域の政策課題に応じて主体性を発揮することにより、事業効果を一層高めることが可能となる。 事業の実施に当たっては、市町村ごとに管内で実施する事業の実施方針を策定し、それに基づき配分調整をするなどの仕組みを併せて検討するなど、効果的かつ効率的な事業管理手法の導入を図るものとする。	土地改良法、各事業実施要綱・要領等	農業農村整備事業については、それぞれの政策目的に応じ、事業実施要綱に基づき実施している。	A (C)	農村生活環境の整備を主体とする事業については、平成15年度にむらづくり総合整備事業を創設する等ヨコ型統合補助金化を進めてきたところ。平成16年度には、むらづくり交付金を創設し、さらに平成17年度に向け、むらづくり交付金の拡充をはじめ、農道、農業集落排水においても、地域の自主性、裁量性がより発揮できるように、関係省庁が連携して支援する事業制度の創設を検討する等、地域主体の個性あるむらづくりを推進することとしているところ。 ただし、国の施策に沿って全国的な視点で実施される農業生産基盤の整備を行う事業については、統合補助金化は困難。		北海道	北海道	活力ある農業・農村新生プラン	農林水産省	1010530
1595	15952020	農林水産省	地域農業・農村の活性化に資するソフト支援事業を統合し、「食と農の再生」を目的とした、地方自治体の裁量で実施できる「食と農の再生資金(仮称)」を創設する。 地方自治体への予算配分は、地域の農業従事者数や農地面積等の農業指標を勘案して実施する。		施策の目的に応じて、担当部局が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。	A	・ 農林水産関係の地方向け補助金について、7つの大きな目的別に、個別の事業の統合・交付金化を行ったところ。これにより、地域にとって使いやすく、かつ、地域の自主性、裁量性が十分に発揮できるような仕組みへ転換。 ・ このうち、地域農業・農村の活性化については、「立ち上がる農山漁村」、「魅力ある農山漁村づくり」、「都市と農山漁村の共生・対流」を目指し、地域の想像力を活かし、地域の裁量性・自主性が発揮されるような形で各種支援を実施する「元気な地域づくり交付金」において、事業のメニューの選択の幅を拡大し、農地基盤整備対策から都市農山漁村交流対策まで、地域が必要な政策を一体的に実施可能となる		北海道	北海道	活力ある農業・農村新生プラン	農林水産省	1010360

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1603	16032010	農林水産省	西彼町では、若年層の町外流出等による就農者の減少及び高齢化が著しく、地場産業である農業が衰退傾向にある。この中で「就農支援資金」は、就農者の拡大を目的とし、認定就農者に対し就農に関する「研究資金」、「準備資金」、「施設整備資金」を無利子で貸付ける資金として活用されているが、現在は、その貸付対象が「就農研修資金を除き個人の就農者を対象とされている。西彼町は、これまでは個人就農者の拡大を主として目標としてきたが、今後は個人の就農者に加え農業法人等の新規参入を促進することで町全体の農業活性化を図りたいと考える。これらを実現するためには、農業法人等が新規就農者として農業に参入しやすい環境を整備することが急務であり、具体的には就農に関する研修費に加え、施設整備等を支援する「就農施設等資金」を農業法人等も活用できるようにするものである。	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条第2項	青年等就農促進法は、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。	D	新規参入の農業法人等が資金の借入れを必要とする場合には、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になるなど、一定の要件の下で、農業経営改善関係資金(農林公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金)を利用することが可能となっているので本資金の活用を図られたい。		長崎県	西彼町	長崎オランダ村再生による地域活性化構想	農林水産省	1010450
1605	16052010	農林水産省	農林水産省補助事業採択の要件「3戸要件」を見直し、中山間地域の多面的機能の維持等に寄与し、かつ地域農業の担い手として営農活動を行っている認定農業者(法人を含む)など一定の要件を満たす場合に限り、個人補助を容認する。	生産振興総合対策事業実施要綱 農業経営総合対策事業の実施について 農業機械施設整備の整理合理化について	生産振興総合対策事業等の農業関係の補助金については、農業者が共同で利用する農業用機械・施設の整備等に対する支援を実施している。	A	現行の農業関係の補助金については、個人の自主・自立にゆだねるものはできる限りゆだね、補助から融資への切り替えを行う等の観点から、共同利用の機械・施設に限り補助対象としている。 しかしながら、農林水産関係の地方向け補助金については、個別事業の統合・交付金化を行い、「強い農業づくり」等に向けた地域の自主性・裁量性を生かした取組を支援できる仕組みとするよう予算要求しているところであり、その中で、経営構造対策については、経営規模の拡大や経営の多角化等による販売額の増加等を通じた雇用機会の創出・拡大を促進するため、一定の雇用要件等を満たす農業法人等の場合は、3戸要件を満たしていなくても事業実施主体になれるよう要求している。		熊本県	熊本県	地域農業再生構想(案)	農林水産省	1010420
1624	16242010	農林水産省	ワイルドライフ・マネジメントを効率的に推進するため、環境省と農林水産省に関連する野生動物の調査や研究、頭数管理、被害防止等に対するソフト・ハードの両面に渡る対策を、野生動物の保護管理という視点でパッケージ化、リスト化し、総合的・体系的に実施できる補助金制度の確立を提案する。	生産振興総合対策事業実施要綱 森林病虫害等防除事業実施要領 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領	環境省は野生動物の保護管理を目的とする野生鳥獣保護管理適正化事業を、農林水産省は自然環境の保全等を目的とする山村振興対策、農業被害対策の推進等を目的とする生産振興対策をそれぞれ実施している。	B-2、C	政策目的及び事業内容の異なるそれぞれの対策を「森林・野生動物保護管理研究センター(仮称)」の整備等のために一体化することは困難。 しかしながら、農林水産関係の地方向け補助金については、地域の自主性・裁量性を発揮できる仕組みとするよう個別事業の統合・交付金化を行い、予算要求しているところであり、地域提案メニューとして対応可能かどうか等について今後検討してまいりたい。		兵庫県	兵庫県	ワイルドライフ・マネジメント構想	農林水産省 環境省	1010020
1624	16242020	農林水産省	森林・野生動物管理官制度の創設に向けた、専門技術者の養成等に対する支援を提案する。また、現在、環境省(野生鳥獣管理技術者育成事業)、農林水産省(農作物鳥獣被害防止対策研修)、林野庁(森林技術総合研修所研修)で実施している野生動物保護管理に関連する研修を統合・充実し、ワイルドライフ・マネジメントを実践する専門技術者を養成する新たな研修制度の創設を提案する。	-	環境省は野生鳥獣の保護管理者育成のため野生鳥獣管理技術者育成事業を、農林水産省は農作物被害防止方法の習得のため農作物鳥獣被害防止対策研修を、林野庁は森林保護技術研修のため森林保護研修等をそれぞれ実施している。	C、D	野生鳥獣管理技術者育成事業、農作物鳥獣被害防止対策研修、森林保護研修等はそれぞれ研修の目的及び内容が異なり、一体化した場合、参加者が十分に内容を修得できなくなるおそれがあるため、統合は困難。 なお、農作物鳥獣被害防止対策研修の実施に当たっては、野生動物保護管理等の啓発も可能な場合は、環境省の協力を得て一体的に実施している。		兵庫県	兵庫県	ワイルドライフ・マネジメント構想	農林水産省 環境省	1010030